

地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査結果 概要

地方公共団体のグリーン購入取組実態調査

環境に配慮した物品を優先的に購入するグリーン購入を広く普及する上で、地域における大口消費者である地方公共団体が率先した取組を行うことは、地域における環境配慮型製品の需要創出、事業者や市民に対する普及において果たす役割は非常に大きく、一層の取組の推進が求められている。

本調査では、地方公共団体のグリーン購入の取組状況を調査し、今後のグリーン購入の推進方策検討の基礎資料とすることを目的として実施した。この調査は、平成 11 年から毎年継続的に実施されているものである。

<調査概要>

(1) 調査対象と調査方法

- 調査対象：全国 1,852 地方公共団体（平成 20 年 11 月 20 日現在）
（47 都道府県、17 政令市、789 区市、999 町村）
- 調査票の送付先：地方公共団体の環境担当部局または調達担当部局
- 調査時期：平成 20 年 11 月～平成 20 年 12 月
- 調査方法：各地方公共団体に対し、宅配便配布、メール及び郵送回収（一部、FAX での回答含む）

(2) 設問

アンケートにおける主な設問は、以下の通りとなっている。過去の調査と比較するための継続実施項目、グリーン購入の進展に合せた選択肢の追加、新たな調査項目の追加等を考慮した。

- グリーン購入の進捗状況（理解度、参考情報、取組規模、分野別実施状況、効果、阻害要因等）
- 調達方針の策定状況、方針や実績の公開状況、独自分野の取組等
- グリーン購入法の特定調達物品等の普及状況、対象に追加すべき／見直すべき製品分野 等
- 平成 19 年度の調達実績
- 意見・要望等

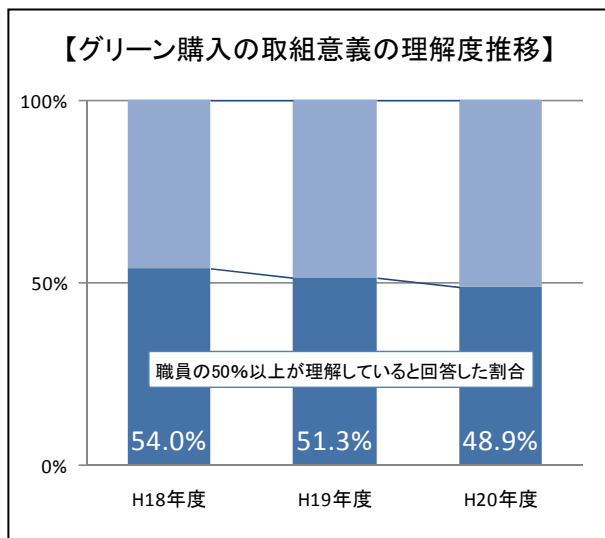
(3) 回答の概要

	発送数	回収数	回収率 (%)
都道府県・政令市	64	64	100.0
区市	789	596	75.5
町村	999	619	62.0
合計	1,852	1,279	69.1

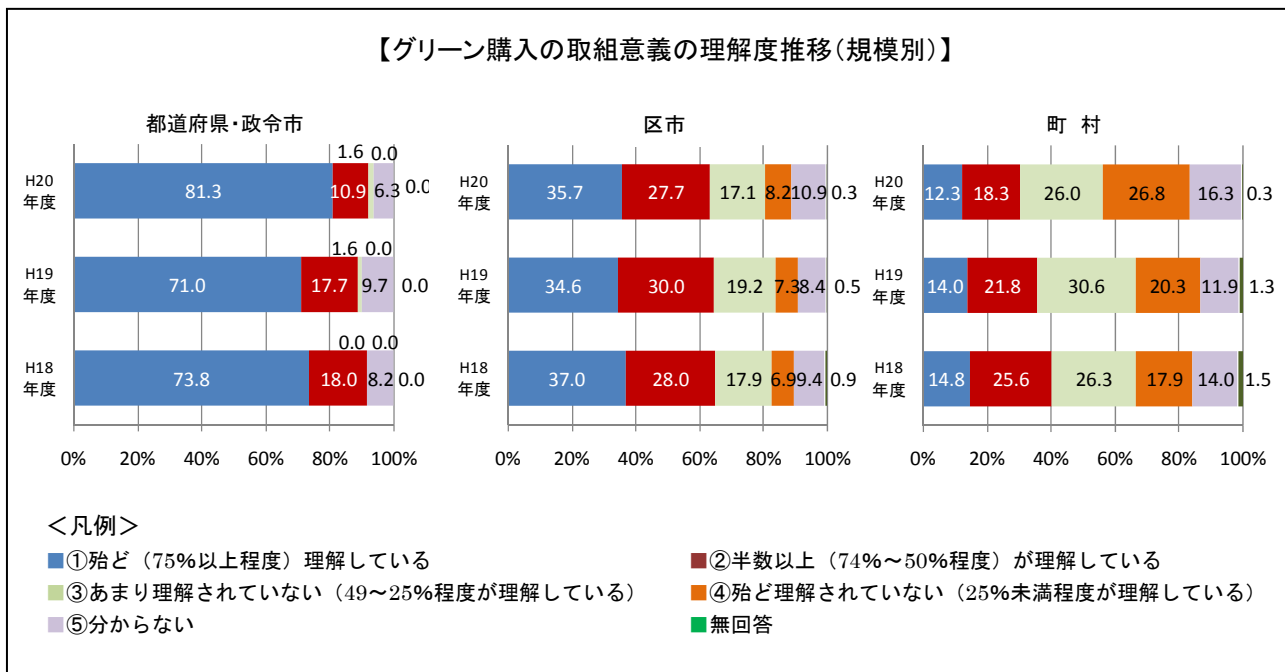
<主な調査結果>

○グリーン購入の取組意義の理解度

地方公共団体のグリーン購入の取組は、環境負荷低減の観点から非常に意義がある。また第2次循環型社会形成推進基本計画（平成20年3月25日閣議決定）において、平成27年度までにすべての地方公共団体が組織的にグリーン購入へ取り組むことが目標に設定され、各地方公共団体はグリーン購入の積極的な取組が求められている。組織的なグリーン購入を推進する上では、組織を構成する職員への理解の浸透は不可欠であるが、その意義の浸透度をみると、「50%程度以上が理解している」としたと地方公共団体は48.9%となり、前年度及び前々年度調査と比べると下回る結果となった。



都道府県・政令市においては、75%程度以上の理解が81.3%（前年度71.0%）、区市35.7%（前年度34.6%）となり、職員の理解度は前年と比べ高まっている。しかし、町村では75%程度以上の理解が12.3%（前年度14.0%）、殆ど理解されていないが26.8%（前年度20.3%）となった。



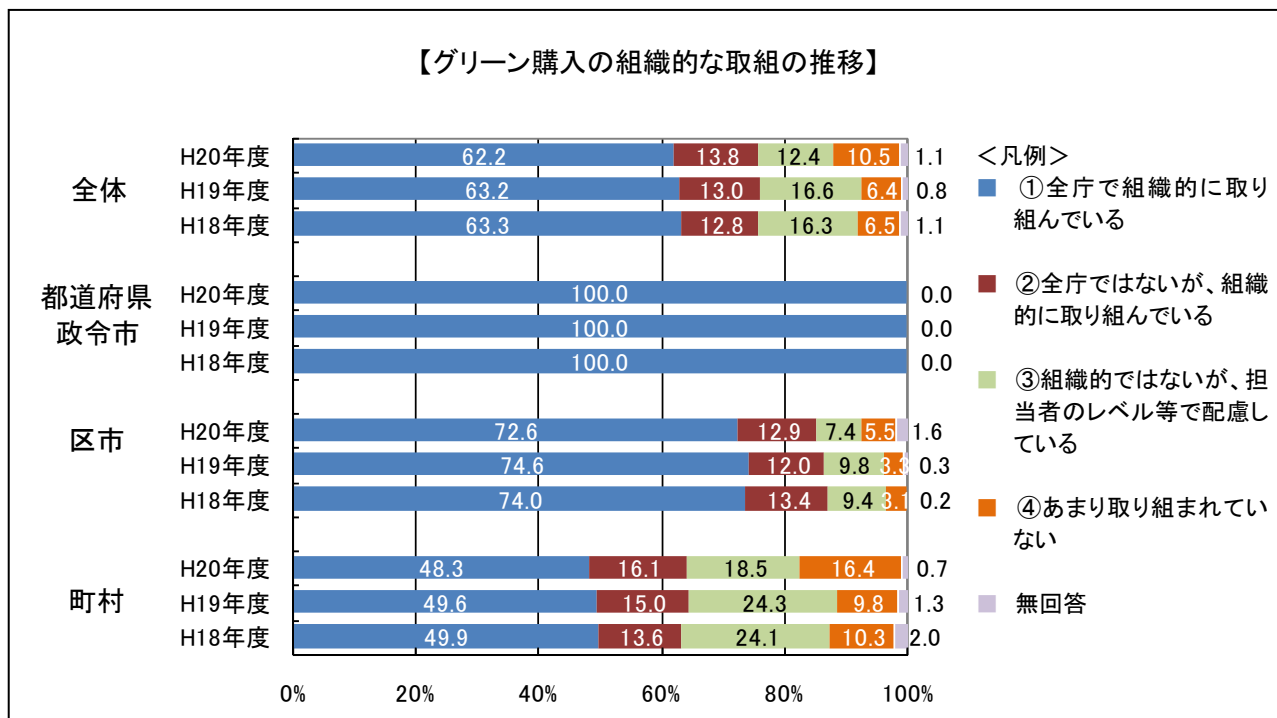
職員の50%以上が理解している（①「殆ど理解している」+②「半数以上が理解している」）と回答した割合は都道府県・政令市では増え、区市は例年とほぼ変わらず、町村では減った。

小規模の地方公共団体向けにグリーン購入の理解度を高めるための対策が必要である。

○グリーン購入の組織的な取組

紙類や文具類など、各分野においてどれか一つでも組織的に取り組んでいる（①「全庁で組織的に取り組んでいる」＋「②全庁ではないが組織的に取り組んでいる」）と回答した自治体は全体の76.0%となった。この割合は例年と比べるとほとんど変わっていないが、③「組織的ではないが、担当者のレベル等で配慮している」がやや減り、④「あまり取り組まれていない」が代わりに増えた。

都道府県・政令市では全てが全庁で組織的に取り組んでいるが、区市、町村では④「あまり取り組まれていない」がやや増えた。

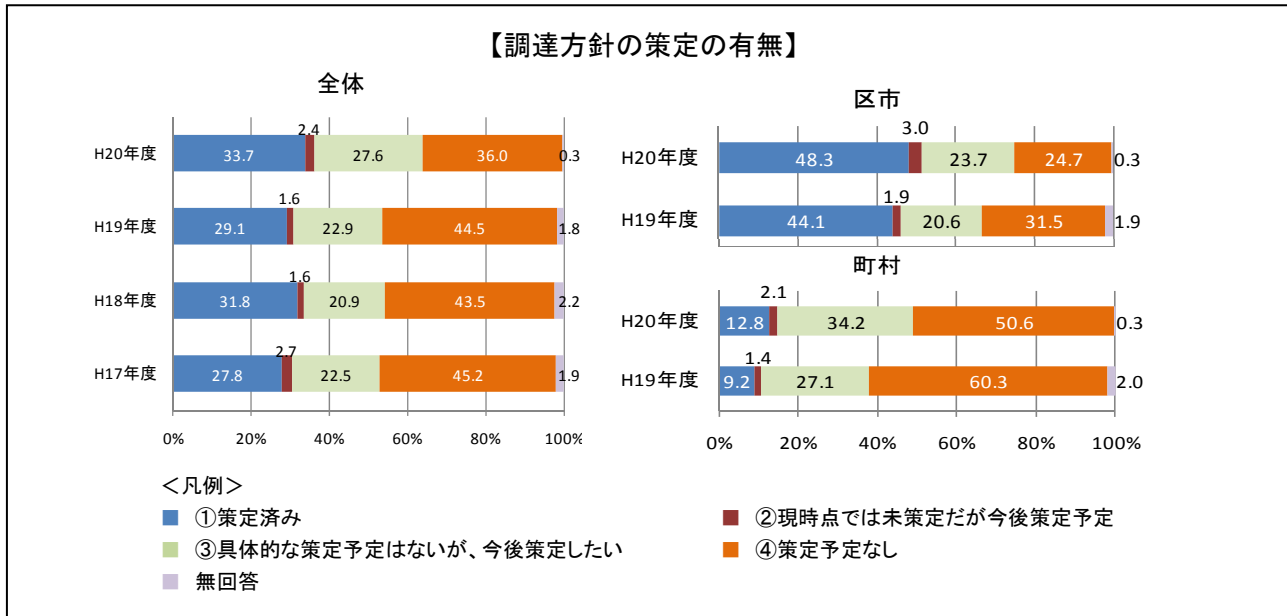


○調達方針の策定

グリーン購入に関する調達方針の策定の有無については、策定予定はないとの回答の割合が減り、策定済み、策定したいとの回答の割合が増えた結果となった。

18年度から全ての都道府県・政令市において調達方針を策定済みとなっているが、今年度では区市、町村においても調達方針を策定している割合は過去最高の値を示した。

規模別でみると④「策定予定なし」としているのは区市の24.7%（前年度31.5%）、町村の50.6%（前年度60.3%）であり、調達方針の策定が進んでいる。

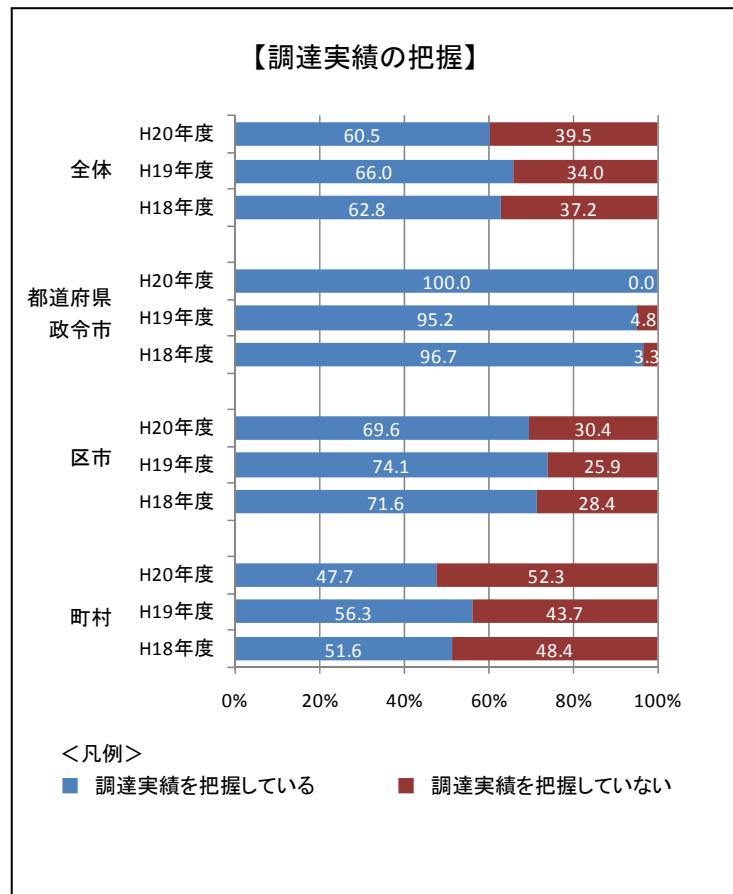


○調達実績の把握

紙類や文具類など、各分野においてどれか一つでもその調達実績を把握している自治体は全体の60.5%となった。

都道府県・政令市ではいずれかの分野の調達実績を把握しているところは100%となった。

区市、町村の中にはH19年度の調査で紙の調達実績のみ把握していた自治体は76件あったが、そのうち今年度も続けて紙の調達実績を把握していたところは57件であった。把握できなかったところにヒアリング調査を行ったところ、古紙パルプ配合率の偽装により、基準に合った紙の購入量が把握しづらくなったことが原因であった。他にはグリーン購入担当部署と他部署との連携がうまくいかず、実績の情報が担当部署に入っていないといった原因があった。



○調達方針の策定の推移と予測

調達方針を策定しているのは 431 件（33.7%）。そのうちのおよそ半数はグリーン購入法が施行された後 2 年以内に調達方針を策定している。また現在の都道府県・政令市では平成 13 年度にはすでに半数以上の自治体が調達方針を策定していた。また、現段階では未策定だが、今後策定予定と回答した 31 件（2.4%）のうち、今年度中に策定予定と回答した団体は 7 件（0.5%）あった。

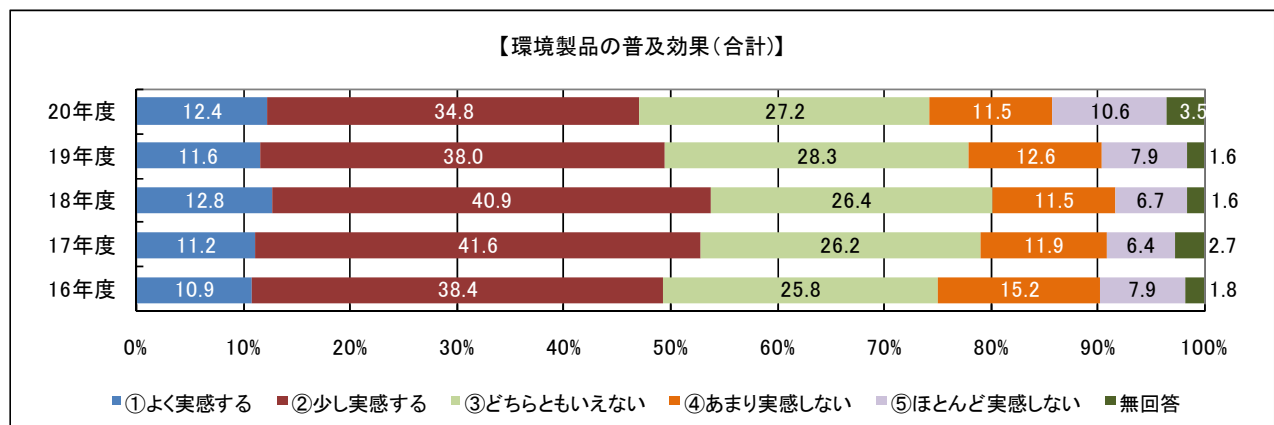
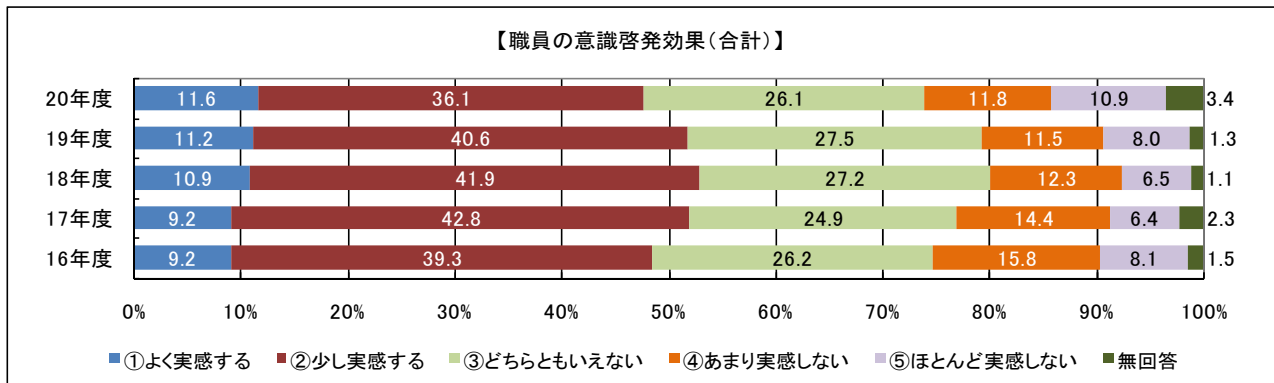
具体的な策定予定はないが、今後策定したいと回答している自治体は 353 件（27.6%）あり、また策定予定なしと回答している自治体は 460 件（36.0%）あることが分かった。

策定予定なしと回答している 460 件の自治体のその理由には「職員の意識の低さ」、「グリーン購入を行う組織体制の未成熟」、「知識不足」、「人手不足」、「財政難」といった理由があり、その対策が求められている。さらに調達方針をどうやって策定したらよいか分からないと答えているのは区市、町村の約 4 分の 1 であり、グリーン購入のセミナーや研修会開催による教育支援は今後もさらに充実させていく必要がある。

団体の分類	具体的な策定予定はないが、今後策定したい	策定予定なし
合計	353件 (27.6%)	460件 (36.0%)
都道府県 政令市	0件 (0%)	0件 (0%)
区市	141件 (23.7%)	147件 (24.7%)
町村	212件 (34.2%)	313件 (50.6%)

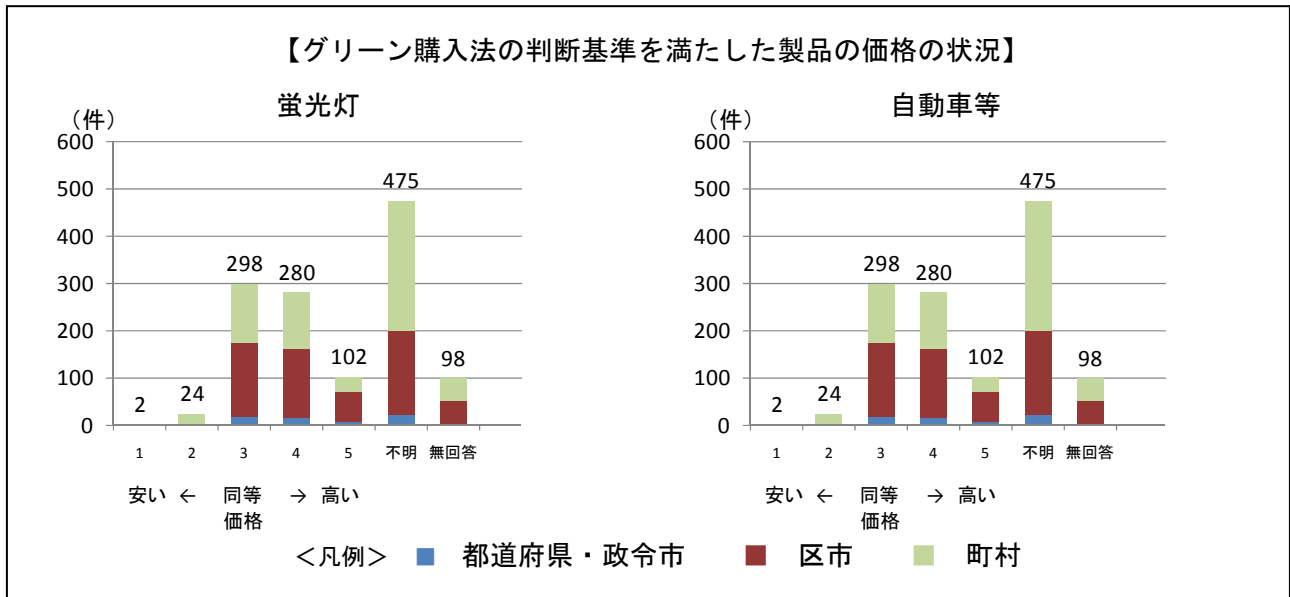
○グリーン購入に取り組むことによって得られる効果

グリーン購入の効果として、「①よく実感する」+「②少し実感する」の合計が最も高かった項目は、「職員の意識啓発効果」が47.7%、次いで「環境製品普及効果」が47.2%、となった。



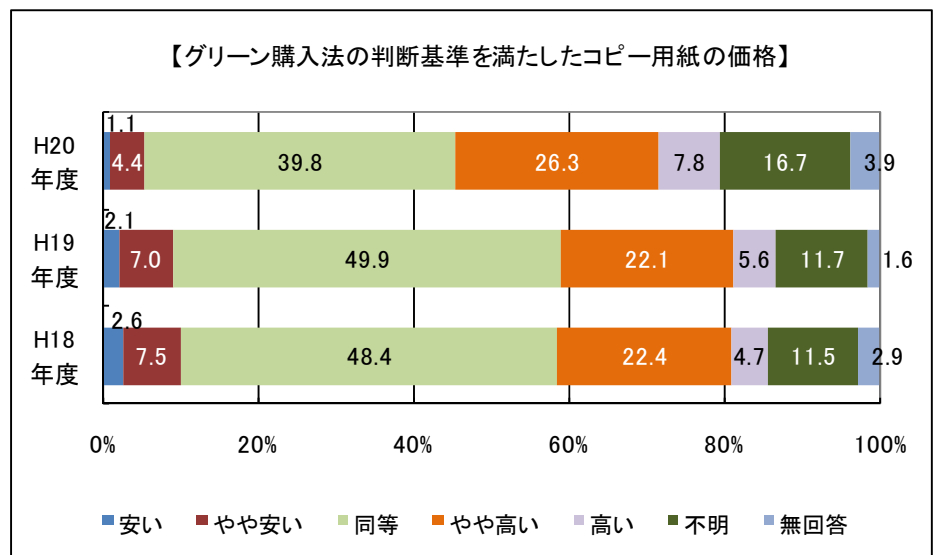
○グリーン購入製品の価格

グリーン購入法の判断基準を満たした製品の価格において、従来品より高いと答えた方の割合が多かったのは、照明（蛍光灯）と自動車等であった。その他の分野では同等以下と答えた方が多かった。



蛍光灯と自動車は従来品より高いと感じる回答が多かったが、グリーン購入とはライフサイクルを通じた環境を考慮して購入することも求められている。特に蛍光灯は消費電力と寿命、自動車は燃費によって買うときの製品の値段は高くても、ライフサイクル全体で見たときにコストが低い場合がある。単純に買うときの値段が高くてもライフサイクルを通じたコスト計算を考慮する必要がある。

経年の変化をみたときに前年度と比べて価格がやや高い、または高いと答えた割合が増えた分野はコピー用紙の価格において顕著であった。前年度はやや高い、または高いと答えた割合は27.7%（やや高い22.1%、高い5.6%）であったが、今年度は34.1%（やや高い26.3%、高い7.8%）となり、前年度と比べて、グリーン購入法の判断基準を満たしたコピー用紙は割高であると感じた自治体が増えた。これは2008年1月に発覚した古紙パルプ配合率の偽装問題による紙不足と原材料の高騰が原因として考えられる。



○古紙偽装の影響

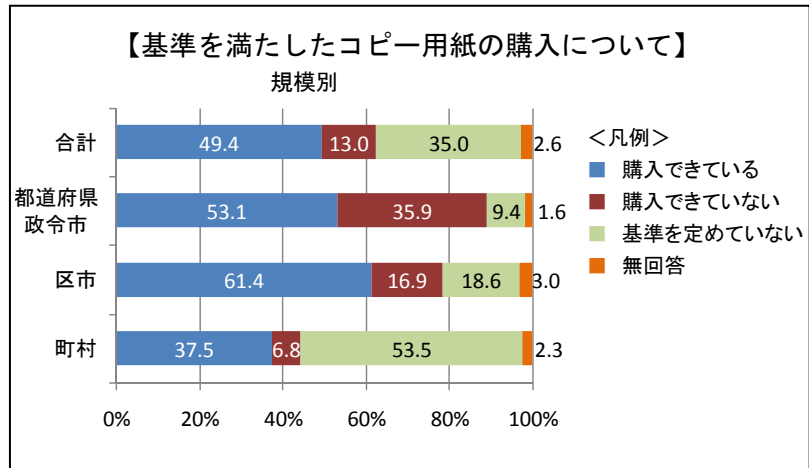
偽装が発覚して以降、各地方公共団体が自ら定めている購入基準を満たしたコピー用紙を購入できているかという問いについては、約半数が購入できていると答えた。

しかし取組の進んでいる都道府県・政令市では 35.9%が購入できていないと答えた。多くの都道府県・政令市のコピー用紙の基準は国に準じて、古紙パルプ配合率 100%であ

ったことから、その古紙パルプ配合率 100%の製品が手に入りにくい地域があったことが分かる。

全ての都道府県・政令市は紙類においてグリーン購入に組織的に取り組んでいることから、購入基準を満たしたコピー用紙の購入ができなかったことは、該当する製品の市場への供給量が少なかったことを表している。つまり、購入基準を満たしたコピー用紙を購入したかったが、それが手に入らないという状況であったことであり、需要と供給の関係からこのとき該当する購入基準を満たした製品の価格は上昇したと考えられる。なお、各自治体からは再生紙の価格がおよそ 2 割上昇した等の意見が寄せられた。

また区市、町村でも影響は同様でありこの古紙偽装の問題が単に紙類のグリーン購入の取組を停滞させただけでなく、グリーン購入全体の取組意義そのものに影響を与えたと考えられる。グリーン購入に取り組みやすい紙類での偽装は「金銭的な理由で購入に意欲的ではなかったが、意義を理解し取組を行っていた」者にとって裏切りとなり、グリーン購入に取り組むことが本当に効果のあることなのかという疑問を増大させた。それゆえ、冒頭で述べたグリーン購入の取組意義の理解度が区市、町村で下がったと考えられる。



【古紙パルプ配合率の偽装発覚後、紙類の購入について寄せられた意見（抜粋）】

- 偽装発覚直後、国は R100 のコピー用紙を確保できていたようだが、地方には供給されない異常な状況となっていた。（区市）
- 供給が少ないものを購入するのはコスト面で無理がある。（町村）
- 適合品が必要量確保できるよう、供給体制の充実を望む（都道府県・政令市）
- 古紙パルプ配合率等の適合状況を第三者機関が認証するような仕組みを構築してほしい。（都道府県・政令市）
- 地方の調達方針は国の基本方針を参考に策定しているところであるので、地方でも供給可能な基準を定めてほしい。また独自の基準を定めるにあたって、情報の収集が困難で時間と労力を要した。（都道府県・政令市）
- 紙類の仕様決定のため、どのような製紙会社がどんな用紙をどの程度供給できるのか判る情報提供システムがあれば考える。（区市）

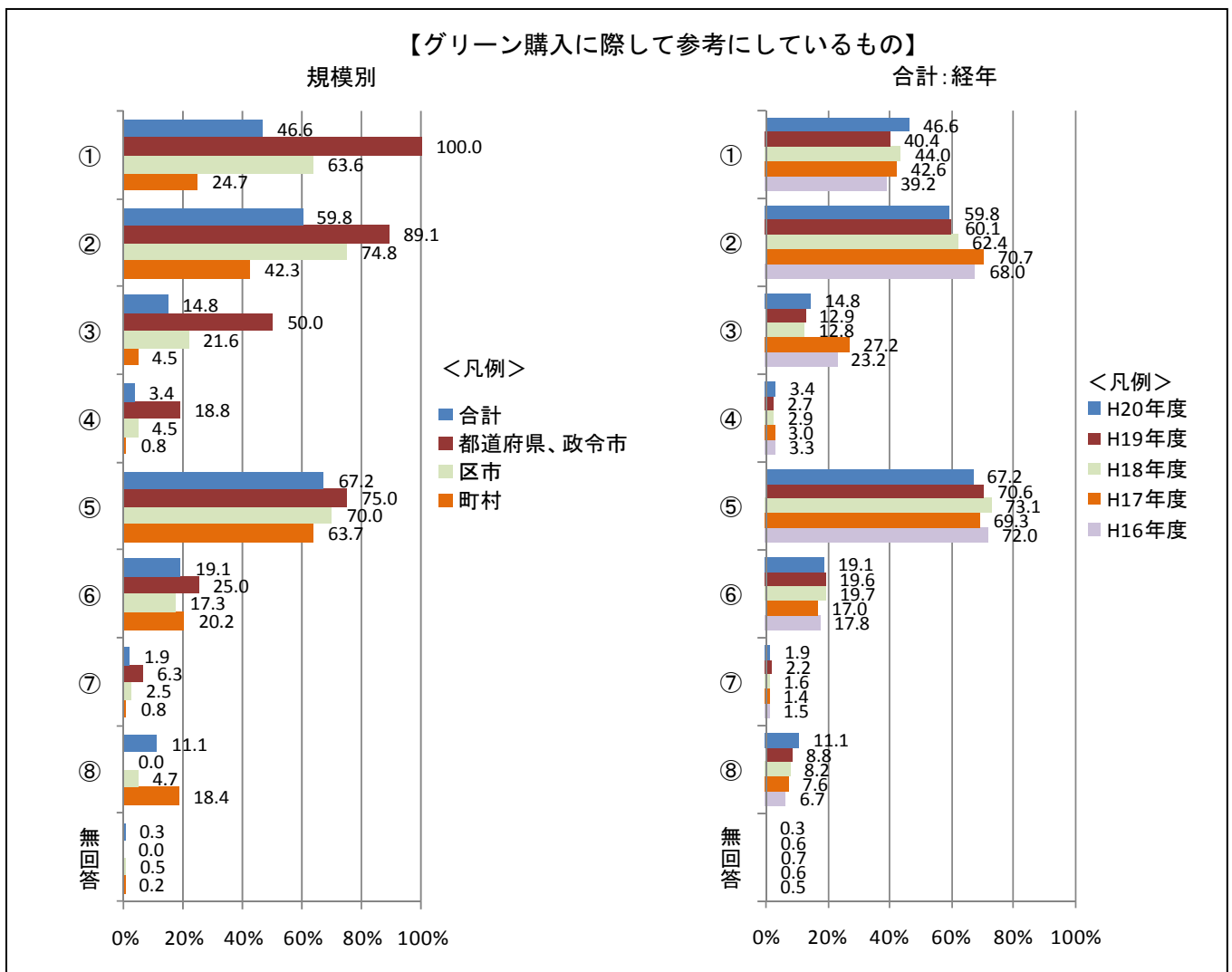
○グリーン購入に際して参考になっているもの

全地方公共団体の多くが参考になっているものは⑤「メーカー等が配布している製品カタログ・パンフレット等」であり、その割合は67.2%であった。次いで、②「環境ラベリング制度（マーク等表示）」が59.8%、①「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の基本方針」が46.6%となっており、経年変化を見ても、この順序に変化はない。

規模別に見ると、①「グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の基本方針」を参考としている割合に顕著な差が見られる。

<選択肢>

- ①グリーン購入法に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針
- ②環境ラベリング制度（マーク等表示）
- ③環境負荷データ表示／提供制度
- ④横断的な地域連携（八都県市、六府県市等）による取組
- ⑤メーカー等が配布している製品カタログ・パンフレット等
- ⑥メーカー等の営業担当者のアドバイス等
- ⑦その他
- ⑧特に参考にしていないものはない



○グリーン購入に取り組むことができない原因

<物品・役務>

物品・役務においてグリーン購入に取り組むことができない原因については、④「価格が高い」39.2%ことが主要な原因となっているが、前年度と比較するとわずかに値は減少した。これに次ぐ原因は、②「組織としての意識が低い」、⑪「各課部局ごとの調達のため一括したグリーン購入ができない」であった。

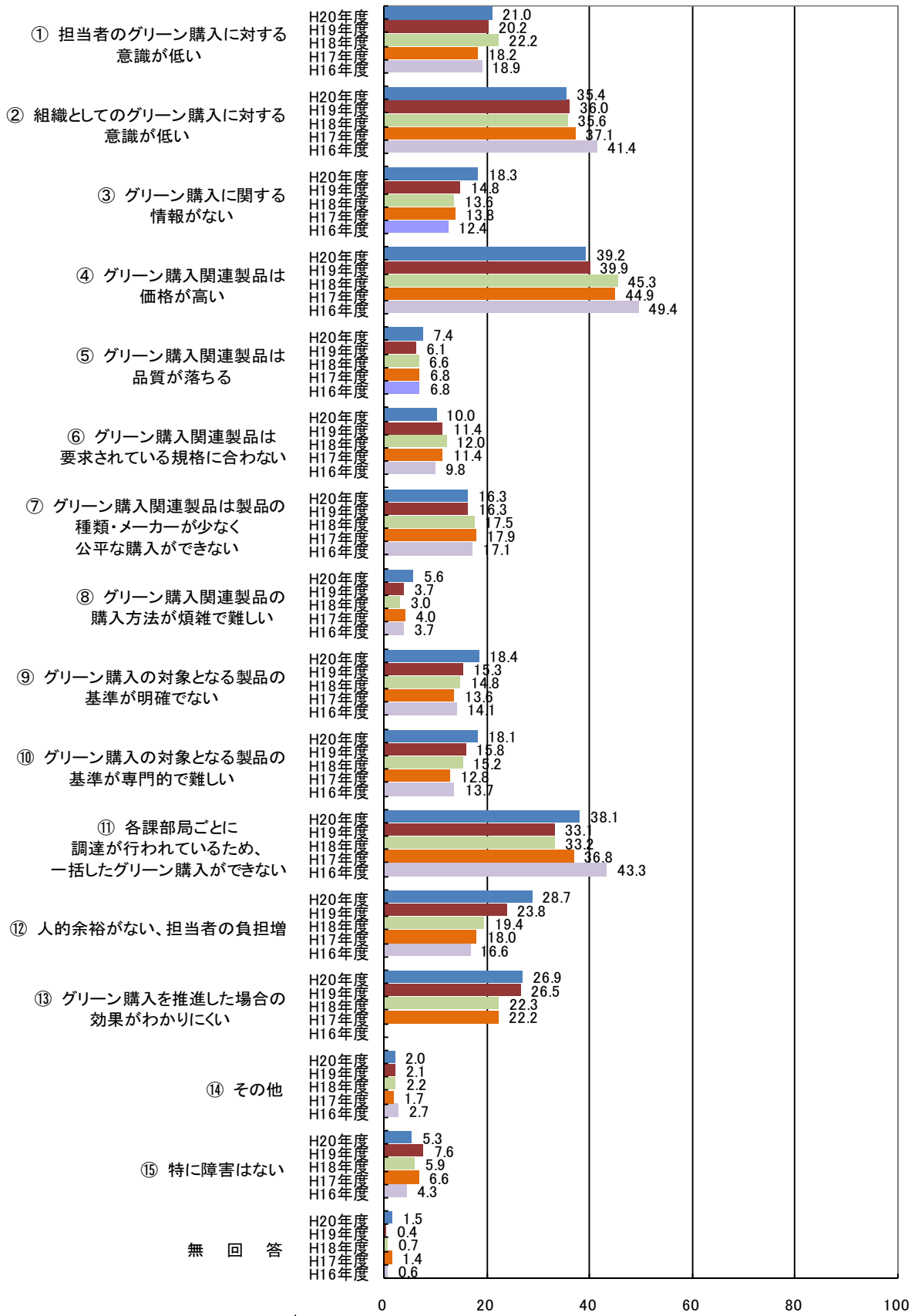
区市では、⑪「各課部局ごとの調達のため一括したグリーン購入ができない」47.3%が最も高く、前年度同様④「価格が高い」よりも上回っている。町村においては、②「組織としての意識が低い」45.9%が最も高く、次いで「価格が高い」36.0%となっている。

<公共工事>

公共工事のグリーン購入における取組の進まない原因としては、②「組織としての意識が低い」33.2%が最も高く、④「価格が高い」と答えた割合は30%を下回った。

区市では、⑪「各課部局ごとの調達のため一括したグリーン購入ができない」が最も高く、④「価格が高い」と答えた割合を上回った。町村では、②「組織としての意識が低い」41.2%と最も高い回答となった。

【グリーン購入に取り組むことができない原因(物品・役務:全体)】



【グリーン購入に取り組むことができない原因(公共工事:全体)】

